## ~40歳から64歳までの組合員のみなさまへ~ 平成29年8月分から 介護納付金の掛金率が変わります。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の成立に伴い、 介護納付金の算定方法の一部に総報酬割(報酬総額に比例した負担)が取り入れられ、今 後、その割合が段階的に引き上げられることになりました。

		平成29年度		亚世20年度	亚式31左连	亚世20年度
		~7月(現行)	8月~(改正後)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
算定方法	加入者割	全面	1/2	1/2	1/4	なし
	総報酬割	なし	1/2	1/2	3/4	全面

このことにより、当共済組合における平成29年8月分以降の介護納付金の負担額が増加し、平成29年8月分以降の介護保険に係る掛金率が次のとおり変更となります。

40歳から64歳までの組合員のみなさまにおかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 平成29年8月分からの掛金率

※ 道府県の負担金率についても変更となります。 (単位:千分率)

$\boxtimes$	分	現 行	平成29年8月~	変更幅
一般組合員(特別職等を	標準報酬の月額	5.68	6.37	+0.69
含む)、知事組合員、船 員一般組合員	標準期末手当等	5.68	6.37	+0.69
任意継続組合員	標準報酬の月額	11.36	12.74	+1.38